

2. 笑顔でつなぐ元気で健やかなまち

－保健・福祉－

町民がいつまでも“健康”に“楽しく”“安心”して暮らせる社会とするため、福祉や子育て、保健・医療の充実を図り、人と人がお互いに支え合いながら温もりと笑顔に満ちた地域社会の実現を目指します。

1 健康・保健の充実

◆ 国民健康保険特別会計【健康保険課】 30億3,596万円

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けるための医療保険制度です。職場の健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人や生活保護を受けている人以外はすべての人が加入することになっています。

また、平成30年4月から制度改正により、都道府県と市町村が共同で国保を運営しています。

■国民健康保険証が廃止されます

令和6年12月2日以降、保険証は廃止され、新たに交付されません。マイナンバーカードが保険証の代わりとなります。

現行の保険証について、一括交付するのは令和6年7月中旬以降にお送りする分（有効期間が令和6年8月1日～令和7年7月31日）が最後となります。

令和6年12月2日以降に国保の資格を取得する場合や、保険証を紛失して再発行する場合は、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」を交付します。

■国民健康保険税について

熊本県が算定する市町村毎の標準保険税率を参考として、町が国民健康保険税を決定します。標準保険税率については、当面、県内市町村のそれぞれの医療費水準や所得水準をもとに算定されますので、医療費水準が高い市町村は標準保険税率が高くなります。

令和6度においては、医療費の上昇等により今までの税率では国民健康保険の財政運営が難しい状況となったために、国民健康保険税を13年ぶりに引き上げることになりました。持続可能な国民健康保険制度を運営するために、一人ひとりの医療費抑制の取り組みが重要となりますので、ご協力をお願いします。

例えば・・・

①特定健診の年1回受診

特定健診とは、腹囲測定や脂質、血圧、血糖、尿検査など基本的な検査と喫煙歴などの生活習慣の問診を行います。町の集団健診や人間ドックが受診対象で、40歳以上75歳未満の人が対象となりますが、町独自の事業として30歳以上に対象を拡大して、幅広く実施しています。

②ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用

先発医薬品と同等の効能、効果があり、安価なジェネリック医薬品を使用することは、被保険者の負担軽減につながるだけでなく、医療費の抑制に効果的です。

③頻回受診・重複受診を控える

1ヵ月の間に同じ症状で3つの医療機関を受診したり、同じ医療機関を頻繁に受診することは、医療費の高騰につながったり、同じような効能の薬を複数服用したりすることで副作用が出たり、身体に負担を与える場合もあります。

④「診療時間内」に受診する

安易な理由で、外来診療をしていない休日や夜間の時間帯に救急外来を受診する軽症の患者の方が増えています。休日や夜間の救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。緊急時以外は、日中の診療時間内に受診しましょう。

これらの取組みを行っていただき、医療費を抑制することが保険税の負担軽減につながります。加入者のみなさまのご理解とご協力をお願いします。



◆ 後期高齢者医療特別会計【健康保険課】 5億740万円

75歳以上の高齢者が全員加入する医療制度で、熊本県後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）となります。町で行う業務は、各種申請や届出の受付及び保険料の徴収です。後期高齢者医療保険料は、熊本県後期高齢者医療広域連合が算定し、2年に1回見直しが行われています。

また、健康で自立した生活を送るために、下記の健診やはり・きゅうの補助を実施しています。年に一度は健診を受診しましょう。

- ・基本健診 895万円（自己負担額 800円）
- ・人間ドック 204万円（補助限度額 25,000円）
- ・歯科口腔健診 27万円（自己負担額 400円）
- ・はり・きゅう補助 80万円（1回の補助 1,000円）

◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業【健康保険課】 213万円

人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進と、健康寿命の延伸、生活の質の維持向上を目指すために、令和3年度から介護保険課と連携した高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施事業を開始しました。高齢者のフレイル予防や重症化予防のために、高齢者の健康課題に対応した健康相談や保健指導を実施しています。

◆ 一般不妊治療費助成事業【健康保険課】 60万円

一般不妊治療（人工授精）を受ける方の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。

令和4年4月以降に受けた保険適用の一般不妊治療（人工授精）が対象です。夫婦1組につき、4万円を上限に助成します。また、助成金の交付を受けた夫婦が受胎または子を得て、その後、一般不妊治療を受ける場合、新たに4万円を上限とし助成します。申請期限は、治療を開始した月の初日から1年以内です。

◆ 妊娠期の事業及び支援（母子健康手帳の交付・妊婦健康診査など）【健康保険課】

3,646万円

妊娠の経過や過ごし方、妊婦健診の結果の見方など、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や啓発のため、保健師等が面談のうえ母子健康手帳を交付します。母子健康手帳の交付時には、医療機関で受ける妊婦健康診査の受診券（14回分）を発行します。また、早産の一つのリスクである「歯周病」について、その予防や早期発見・治療につなげることを目的に、委託歯科医療機関で実施する妊婦の歯科健診の補助を行います。



◆ 未熟児養育医療給付事業【健康保険課】 481万円

養育のための入院治療を必要とする未熟児が指定医療機関で入院治療を受ける場合に、自己負担額を助成する制度です

◆ 新生児聴覚検査【健康保険課】 190万円

新生児の聴覚異常の早期発見及び早期療育に繋げることを目的に、聞こえの検査（新生児聴覚検査）にかかる費用の助成を行います。

◆ 産後ケア事業【健康保険課】 201万円

出産後1年以内の母子で、専門職のケアや指導を希望される方を対象に産後ケア（産後の身体や育児に関する相談、沐浴や授乳などの育児指導、乳房管理など）を受けるための助成をします。医療機関に宿泊する「宿泊型」ケア（出産後4ヵ月未満）及び日中滞在する「日帰り型」ケア、また家庭へ訪問する「訪問型」ケアがあります。

◆ 乳幼児の健診等保健事業【健康保険課】 1,320万円

- 新生児・乳児のいる家庭を保健師または助産師が訪問し、体重測定や予防接種の案内、子育てに関する相談を行います。
- 疾病の早期発見及び早期治療につなげることを目的に、4～5ヵ月児・7～8ヵ月児・1歳6ヵ月児・3歳児を対象に乳幼児健診を実施します。
- 保健師や管理栄養士が子育てに関する相談に応じる1歳児セミナー・育児相談や、臨床心理士による子どもの発達に関する心理相談を実施します。

◆ 出産・子育て応援交付金事業【健康保険課】 4,084万円

給付金の支給と、助産師や保健師等による妊娠期から子育て期の伴走型支援を一体的に実施します。給付金は、妊娠届出の面談後に「出産応援給付金」として妊婦1人に対し5万円、また、出生後養育者との面談後に「子育て応援給付金」として乳児1人に対し5万円を支給します。また、妊娠8か月頃に、アンケートを実施し、希望者等へ電話や面談にて支援します。

◆ 子育て・健診センター管理費【健康保険課】 744万円

子育て・健診センターの施設管理のための経費です。主なものは、点検・管理の委託料や光熱水費です。



子育て・健診センター

◆ 予防接種事業【健康保険課】 1億7,175万円

- 主に予防接種の委託料や補助金などに使われています。

定期接種⇒B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、ロタ、5種・4種混合、2種混合、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、子宮頸がん（HPV）、高齢者肺炎球菌、高齢者のインフルエンザを個別接種として実施しています。

- インフルエンザの流行感染を予防するために生後6ヵ月以上のすべての住民を対象に接種費用の助成を実施しています。（任意接種）
- 風しん抗体を持たない妊娠を希望する女性や同居する配偶者などで風しん予防接種が必要と判断された方を対象に接種費用の助成を実施しています。
- 風しん追加的対策



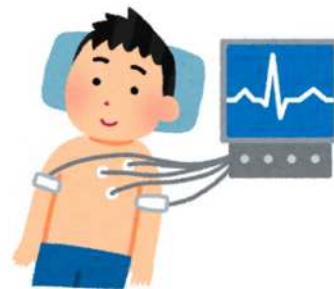
全国的な風しんの流行を受け、これまでに公的な予防接種の機会がなく、感染のリスクが高い年代の男性に対して、抗体検査と予防接種を実施します。対象者には無料クーポン券を発行します。

対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

※対象者には令和4年4月にクーポン券を送付しています。有効期限は令和5年3月末日までと表記してありますが、令和7年2月末日まで延長しました。そのため、表記されている有効期限が切れていても、引き続きご利用いただけます。

◆ 健康増進事業【健康保険課】 6,737万円

町民の健康増進、生活習慣病発症・重症化予防のため、特定健診・健康診査（国保・後期高齢者医療対象）とがん検診がセットで受けられるふるさと総合健診や、各種がん検診等（胃・大腸・肺・乳・子宮がん検診、腹部超音波検査など）を実施しています。



また女性特有のがん検診事業として、子宮頸がん検診（対象者20歳）、乳がん検診（対象者40歳）の無料クーポン券を発行し、早期発見、早期治療を行うことで重症化予防に努めます。また、令和6年度から子宮頸がん検診に加えて乳がん検診の個別検診を開始し、受診しやすい環境づくりに努めています。

健診後には、町民一人ひとりが自己管理を積極的に行えるよう、保健師、管理栄養士が健康診査結果に基づき、家庭訪問、健康相談など、きめ細やかな保健指導の実施を推進します。

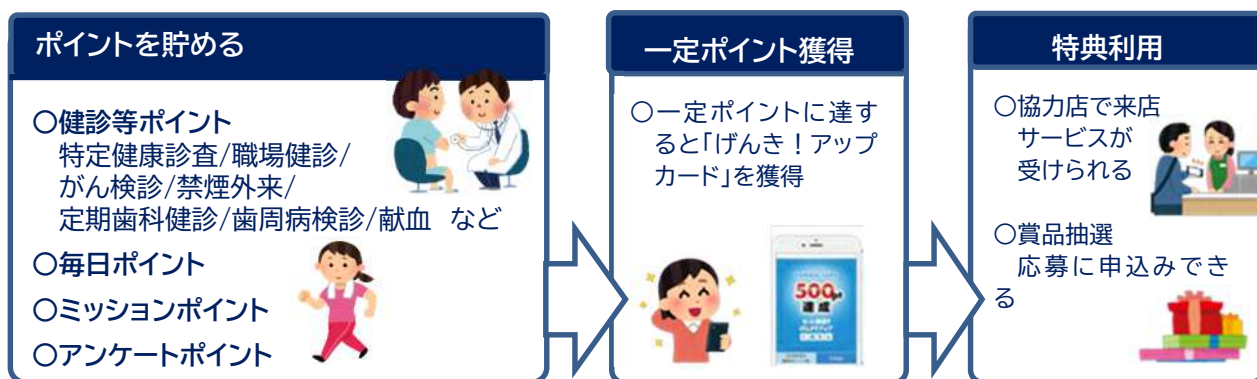
また、口腔機能のチェックのための歯周病検診（節目検診）、幼稚園・保育園や小中学校でのフッ化物洗口など、生涯にわたって歯や口腔の健康を保つためにライフステージに合わせた歯科保健事業を行います。

運動を中心とした生活習慣病予防教室や体組成計を使っの定期的な測定会、食を通じた健康づくりなど関係機関と協同し、健康づくりを推進していきます。



◆ 健康ポイント事業【健康保険課】 217万円

スマートフォン専用アプリで各種健診の受診やウォーキングなど、日々の健康づくり活動を「健康ポイント」として見える化し、一定ポイントが貯まると、賞品応募できるなど特典を取り入れ、住民の皆さんの健康行動の習慣化と健康増進を図ります。



◆ 地域活性化起業人制度を活用した健康づくり事業【健康保険課】 749万円

民間企業から社員を派遣していただき、民間のノウハウを活用した子どもから高齢者までの健康づくりや介護予防並びに地域活性化を図る取り組みを行います。

◆ ピロリ菌抗体検査事業【健康保険課】 13万円

胃がんのリスクの一つであるピロリ菌感染の有無を調べる検査費の助成を行います。
(自己負担額1,000円)

感染がある人には除菌を勧め、将来胃がんになるリスクを減らすための事業です。

◆ 医療用かつら購入費助成事業【健康保険課】 14万円

がんを治療している人の就労や社会参加を支援することを目的として、がん治療による副作用の脱毛で医療用かつらが必要になる方を対象に医療用かつらの購入費の助成を行っています。1人につき2万円を上限に購入費の2分の1の額を助成します。

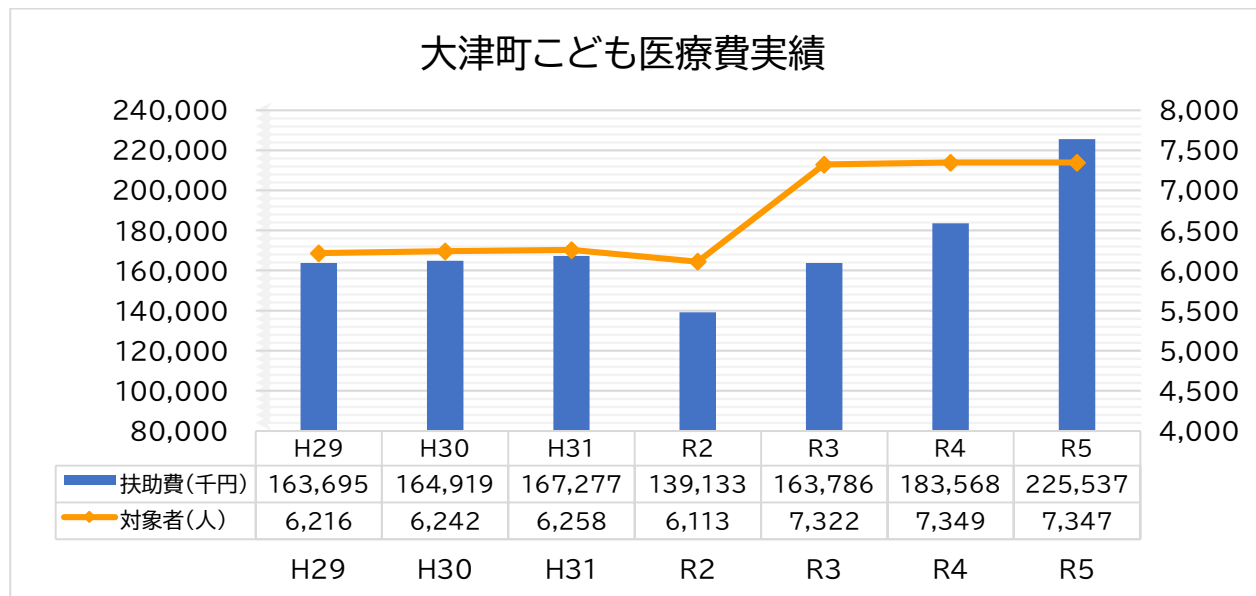
◆ 地域救急医療対策事業費【健康保険課】 289万円

日曜や休日、夜間の救急患者の診療体制を整えるための費用です。

◆ こども医療費助成事業【健康保険課】 2 億 2,920 万円

満 18 歳（高校生相当年齢）までの医療費の助成を行います。県内の医療機関などで受診する場合（外来のみ）、受給者証を提示すれば窓口での一部負担金の支払いは必要ありません。また、入院された場合や整骨院等での治療、健康保険適用が認められた小児用眼鏡等の治療用装具、県外の医療機関等で受診された場合については、いったんお支払いいただき 1 年以内に手続きをすることにより払い戻しをします（申請期限：1 年間）。

こども医療費は毎年増加していますので、重複受診や時間外診療を避けるなど適正な受診を心がけましょう。



◆ **新型コロナウイルス感染症対策事業【健康保険課】354万円**

■ **新型コロナウイルスワクチン接種事業**

令和6年度から新型コロナワクチン接種は季節性インフルエンザと同様のB類疾病の定期接種となり、下記のような取り扱いになります。

対象者	65歳以上の人及び60～64歳の心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に障害があり、身の周りの生活を極度に制限される人（障害者手帳1級程度）
接種の時期	秋冬の年1回
努力義務	なし
自己負担額	決定しましたら広報誌などでお知らせします

※定期接種の対象者以外や接種期間外の接種は任意接種（自費）となります。

今後も時期によっては感染が流行すること考えられます。基本的な新型コロナウイルスの感染対策は引き続きお願いします。

①こまめな換気、手洗い、手指消毒

②発熱時は仕事や学校等を休み、かかりつけ医等に電話相談！（セルフチェックも可）

★ マスクの着脱は、個人の主体的な判断をお願いします。本人の意思に反して着脱を強いることがないようご配慮をお願いします。ただし、医療機関受診時や高齢者等が入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時などはマスク着用を推奨します。

2 子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度

～安心して子育てができる環境づくり～

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てできるよう支援する仕組みです。この制度に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に子育て支援を推進しています。



子育て支援センター

(子育て・健診センター 2 階)

◆ 地域子育て支援拠点事業【子育て支援課】 1,364万円

子育て中の親子が集い交流する場（子育て支援センターすこやか【大津】、美咲野広場あぼり【美咲野】）を提供し、情報の提供・相談などを行い、子育ての負担・不安感の解消を図ります。

◆ ファミリー・サポート・センター事業【子育て支援課】 1,076万円

会員間で必要なときに子どもの預かりなどを行い、子育て支援を行います。利用料金の半額を町が助成しています。

◆ 病児・病後児保育事業【子育て支援課】 1,003万円

病気または病気回復期の児童を預かり、仕事と子育ての両立を支援します。おおむね10歳までの児童が対象です。

◆ 障がい児保育事業【子育て支援課】 1,425万円

集団保育が可能な障がいのある児童の保育所への入所を促すために、障がい児に関わる保育士への支援を行います。

◆ 延長保育の促進【子育て支援課】 1,316万円

保護者の仕事と子育ての両立支援のため、各保育所等で午後6時から7時までの1時間（施設によっては午後6時から8時までの2時間）の延長保育を行います。

◆ 一時預かり事業【子育て支援課】 1,925万円

保護者の傷病、冠婚葬祭、その他の理由により家庭での育児が一時的に困難になった場合、各保育所で一時預かりを行います。

◆ 児童育成支援拠点事業【子育て支援課】 1,408万円 **新規**

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

◆ 護川小学校校区学童保育施設建設に係る費用【子育て支援課】 1億4,412万円 **新規**

現在の護川小学校校区学童保育施設の老朽化および学童保育利用希望者の増加により、護川小学校敷地内に2クラブを整備する改築を行い、児童の健全育成を図ります。

◆ 学童保育に係る費用【子育て支援課】 2億2,086万円

全小学校校区で学童保育を実施し、放課後や長期休暇中の児童の安全確保と健全育成を図ります。

校区	学童保育名	施設の場所
大津小校区	つくしんぼクラブ 四つ葉学童クラブ さくらんぼクラブ	学校敷地内
	風の子キッズ	風の子保育園内
室小校区	ジョイキッズクラブ コスモキッズクラブ	学校敷地内
	あゆみキッズクラブ	室小北側専用施設
	ひまわりキッズクラブ	第二よろこび保育園内
護川小校区	そらいろクラブ	学校敷地内
大津北小校区	一字学童館	一字保育園内
大津南小校区	しらかわっこ南小クラブ	学校敷地内
大津東小校区、大津小校区 美咲野小校区	しらかわっこなかよしクラブ しらかわっこわくわくクラブ	白川保育園内
美咲野小校区	グリーンキッズクラブ	学校敷地内
美咲野小校区、大津小校区	緑のなかま	緑ヶ丘保育園内



◆ 私立保育所、認定こども園等の給付費【子育て支援課】

私立保育所（7園）、地域型保育事業所（4園）、認定こども園（4園）の入所児童の人数及び年齢に応じた保育所の給付費です。令和元年10月から幼児教育の無償化に伴い、3～5歳児、0～2歳児の住民税非課税世帯が無償化されています。令和3年度～6年度の4月1日時点の待機児童は0人ですので、待機児童ゼロを継続できるよう事業を推進します。

●保育所入所児童者数（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

区分	大津	一宇	白川	杉水	いちご	よろこび	風の子	よろこび第二	大津音楽幼稚園	白川幼稚園	緑ヶ丘	大津幼	地域型	合計
定員	120	90	140	160	120	120	140	120	60	90	120	42	42	1,364
在園児	100	81	129	162	131	126	146	134	70	73	127	8	37	1,324
入所率(%)	83.3	90.0	92.1	101.3	109.1	105.0	104.2	111.6	116.6	81.1	105.8	19.0	88.1	97.0

●地域型保育事業所

- ・小規模保育事業「ぴちゅ保育園」（大津） 定員 12人
- ・〃 「みんなのおうち保育園」（引水） 定員 10人
- ・〃 「おひさま保育園」（大津） 定員 10人
- ・〃 「ちゅうりっぷ保育園」（大津） 定員 10人

◆ 待機児童支援助成金【子育て支援課】 40万円

認可保育所の入所要件を満たし、入所申込みを行っても、入所できない児童が認可外保育施設を利用する場合、一定の条件を基に認可保育園の保育料との差額を助成します。

◆ 保育士の負担軽減や確保のための事業【子育て支援課】 4,931万円

保育士資格を目指す保育補助者の雇い上げや、保育士の周辺業務の補助を行う保育支援者を配置して、保育士の業務負担の軽減を図ります。

また、配置基準を超えて予備保育士を雇用する保育所に対する補助金、常勤の保育士として新たに採用された保育士に対する支援金を交付し、保育士の確保を進めていきます。

◆ ペアレントプログラム事業【福祉課】 54万円

子育てに難しさを感じる保護者を対象に、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び保護者が楽しく子育てに望む自信をつけるための講座を開催します。保護者支援のための支援者研修を兼ねて支援者育成も行います。



ペアレントプログラムは、自信を持って子育てができるための講座です。

3 高齢者福祉の充実

◆ 満100歳到達者への敬老祝金の贈呈【介護保険課】 100万円

◆ 金婚表彰事業【介護保険課】 86万円

結婚50周年を迎える夫婦を表彰します。

◆ 老人クラブ補助事業【介護保険課】 203万円

老人クラブ連合会に加入している老人クラブや老人クラブ連合会の事業費の一部を助成します。

◆ 高齢者住宅改造助成事業【介護保険課】 100万円

バリアフリー化等の大規模な工事を伴う住宅の改造に対して、介護保険サービスの住宅改修費の支給と併せて費用の一部を助成します。

◆ 高齢者外出支援サービス事業【介護保険課】 529万円

一般の公共交通を利用することが困難な高齢者に対して、移送用車両を利用して医療機関、薬局、公共機関、金融機関及び食料品等を販売する小売店への送迎サービスを提供し、その料金の一部または全部を助成します。

◆ 総合事業・介護予防・生活支援サービス事業【介護保険課】 7,189万円

介護保険要支援認定者やチェックリストによる事業対象者へ、日常動作訓練の場や生活支援の援助を行い、高齢者の日常生活の自立のための支援を行います。



『はつらつ元気づくり事業』の風景

◆ 認知症施策推進事業【介護保険課】 360万円

専門相談員による「もの忘れ相談」の窓口を開設し、認知症疾患医療センター（菊池病院）と連携をし、認知症の早期発見・早期受診やケアに繋げ、安心して在宅で生活できる体制や助言を行います。

◆ 介護保険特別会計【介護保険課】 29億9,293万円

『高齢者が生きがいをもって、健康で安心して暮らすことができるまち』を目指して、高齢者の社会参加の促進、介護予防の強化、必要な介護保険サービスの給付、認知症の人や家族介護者への支援、住民同士の支え合いの仕組みづくり等、総合的に取り組みます。なお、将来の介護保険料の増額を抑えられるよう、介護保険サービスの適正な利用を促す点検と介護予防事業に重点的に取り組みます。

■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、庁舎1階にあります。

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士、看護師、専門相談員等が高齢者等の相談窓口として介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援を行います。

■くまもとメディカルネットワーク

医療と介護をはじめとした多職種連携体制づくりやICTツール（くまもとメディカルネットワーク）を活用した切れ目のない医療・介護の連携推進を目指します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業の実施や、生きがいとなる地域活動や社会参加、就労促進の支援をすることで、高齢者が地域で健康に暮らせる町づくりに取り組みます。

■基本チェックリスト

65歳・70歳・75歳の説明会の時、基本チェックリストの提出と同時に、認知症の早期発見と支援を目的としたMC I（軽度認知障害）の自己チェックシートの提出もお願いしています。認知症の症状に早めに気づき、早期発見・早期対応により認知症の発症及び重症化予防に繋げるものです。ご回答いただいた結果に応じて、訪問や個別の電話相談なども実施しています。

■もの忘れ相談

認知症は早めの相談や受診が大切です。認知症疾患医療センターである菊池病院の専門職による「もの忘れ相談」を行っています。日時は、広報おおづに掲載する「町の相談」にてお知らせしています。相談日：毎月第3木曜（事前に予約が必要です。）

■「通いの場」の立ち上げ支援

町では通いの場の立ち上げ支援を実施しております。「通いの場」を自分が住んでいる地域でも実施してみたい方は、地域包括支援センターにご相談ください。



（通いの場の風景）

4 障がい者福祉の充実

◆ 障害福祉サービス事業【福祉課】 8億1,556万円

障がいのある人が日常生活で困っていることに対する支援を行っています。家にヘルパーが訪問し、生活を支援する「居宅介護」や就労を支援するための「就労継続支援」（A型、B型）などの各種サービスがあります。

◆ 障害児通所支援事業【福祉課】 5億5,300万円

障がいのある子どもに対して療育を行う「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などの支援を行っています。

◆ 巡回支援専門員整備事業【福祉課】 753万円

「ちょっと気になる」「発達障がいかな？」と思われる子どもやその保護者などを支援する事業です。巡回支援専門員が保育園や学校など子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言をするなど支援を行います。

◆ 日中一時支援事業【福祉課】 600万円

障がい者等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保します。

◆ 重度心身障害者医療費助成事業【福祉課】 4,603万円

重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神保健福祉手帳1級）に医療費の一部を助成し、生活の安定や福祉の増進を図る事業です。1ヵ月分の医療費について、医療機関ごとに2,040円（入院）と1,020円（通院）を超える額を助成します。

■介護・障がい・生活困窮など「福祉」に関するご相談は・・・

町では、ふだんの生活の中での福祉の困りごとや心配ごとなどの相談を受け、支援を行う『ふくしの相談窓口』を開設しています。

生活のことや困りごとなど、どんなことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

●電話番号：ふくしの相談窓口 096(293)3122

障がい者基幹相談支援センター 096(292)0114

■障がい福祉ガイドブック

大津町にお住まいの障がいがある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるために障害者総合支援法に基づく各種制度や障がい福祉に係るサービスを掲載しています。

ガイドブックは町のホームページにも掲載しています。



5 地域福祉の充実

◆ 社会福祉協議会への補助事業等【福祉課】 2,647万円

社会福祉法の中で位置づけられている地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会へ助成します。小地域福祉活動実践地区・推進地区への支援などを行います。

◆ ふくしの相談窓口【福祉課】 1,233万円

ふだんの生活の中での福祉の困りごとや心配ごとなどの相談を受け、支援する「ふくしの相談窓口」を開設しています。障がいや介護、貧困、引きこもりといった家庭での複数の問題に対して、一括して相談を受けます。

●設置場所：役場1階 ふくしの相談窓口

●電話番号：096(293)3122

◆ 民生委員・児童委員活動補助金【福祉課】 1,177万円

民生委員・児童委員60名が行う社会福祉・相談活動へ助成します。



◆ **ひとり親家庭等医療費助成事業【福祉課】 640万円**

ひとり親家庭などの生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

◆ **地域移動販売事業【福祉課】 75万円**

商店が無い地域や公共交通機関が少ない地域へ、日常生活に必要な食品等を購入できる環境を提供することで、生活の安定を図るとともに、密を避けた買い物により新型コロナウイルス感染症対策にも寄与するため地域移動販売事業補助金を交付します。

◆ **L Pガス使用世帯支援補助金【総合政策課】 4,581 万円** 物価高騰対策

コロナ禍における原油価格高騰等の影響でエネルギー価格が高騰しています。電気・都市ガス使用世帯への支援は国直轄で対策措置が行われていますが、対策措置が行われていないL Pガス使用世帯に対し、支援事業を行います。

- 給付額：1世帯あたり4千円
- 対象者：L Pガス使用世帯